

中間市監査公表第6号
令和3年3月22日

中間市監査委員 武藤 淳
中間市監査委員 安田 明美

地方自治法第199条第7項及び中間市監査基準の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり報告する。

記

1. 監査の対象

今回の監査は、市が指定する公の施設の指定管理者である中間市体育協会・ミズノグループの平成30年度、令和元年度、令和2年度（監査直近月まで）の出納その他の事務を対象とした。

2. 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、関係帳票等を調査するとともに、現地調査や関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3. 監査の期間

令和2年12月1日から令和2年12月25日まで

4. 監査の結果

指定管理業務に関する財務及びその他の事務の執行状況や施設等の管理状況が適正か、また、指定管理施設の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査の結果、出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されていた。